令和6年6月市議会定例会議提出議案

令和6年6月3日提出

区分	件 数
予算関係	4
条例関係	22
その他議案	2
報 告	10
計	38



*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算関係 その①】

- 1 議案第76号 令和6年度福島市一般会計補正予算(第1号)
- 2 議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計 補正予算(第1号)
- 3 議案第78号 令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第79号 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号)

【条例関係 その①】

5 議案第80号 福島市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 制定の件

男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の視点に立った多様性の理解をさらに推進するための改正を行う。

【主な改正内容】

「性の多様性の尊重」を基本理念に規定

※性の多様性とは?

<u>性的指向</u>(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表わすこと)と性自認(自己の性別についての認識)<u>が多様であること</u>

(令和6年7月1日から施行)

【条例関係 その②】

6 議案第81号 福島市個人番号カードの利用に関する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づき、地域住民の利便性の向上に資する事務にマイナンバーカードを活用するため、条例を設ける。

【主な内容】

対象事務: 高齢者の公共交通利用にかかる助成事業

※タクシー利用にかかる運賃助成に、マイナンバーカードを活用するもの

(公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

【条例関係 その③】

7 議案第82号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、寄附金控除及びわがまち特例割合を定める規定を 見直すとともに、災害による税の減免を職権で行うことができる規定を新たに設ける 改正を行う。

【主な改正内容】

(1)個人市民稅

公益活動に自らの財産を提供した場合の寄附金控除の適用対象を拡大

	対象
改正前	①信託銀行等への信託による公益活用
改正後	①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用

- ※新たな公益活動にかかる控除対象のイメージ
 - ・学生寮を運営する事業に土地を信託するケース
 - ・絵画を美術館に信託して展示するケース

(2) 固定資産税 <バイオマス発電設備にかかるわがまち特例措置の見直し>

発電出力	特例期間	課税割合
10,000kw未満		2分の1の額
10,000kw以上 20,000kw未満	新たに課税となった年度より3年度分	3分の2の額 ※ただし、木質燃料、バイオ燃料を使用する設備は、7分の6の額

(3) 市民税・固定資産税共通

大規模災害時に当事者の申告なしに減免できる規定を設ける

※当事者による申告の原則の例外として規定

(公布の日から施行)

※ただし、(1)は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行

【条例関係 その4】

8 議案第83号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制開始による、審査事項の追加など業務量の増加を鑑み、審査手数料等の見直しを図る改正を行う。

【主な改正内容】

国が示した平均処理時間数及び算定方法による額に見直し

※改正前の手数料と比較し、2~6割の増

例) 切土又は盛土の面積500㎡以内の許可申請手数料 (改正前)12,000円 ⇒ (改正後)16,000円(約3割増)

(令和6年9月1日から施行)

【条例関係 その⑤】

9 議案第84号 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除 及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定 の件

令和6年度税制改正による地方拠点強化税制の適用延長により、福島県地方活力 向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト(地域再生計画)の認定期間が延長 されたことから、課税の特例措置を延長する改正を行う。

【主な改正内容】

適用期限2年延長 令和8年3月31日まで

※特例措置とは?

東京23区から本社機能を移転する場合などに、地域再生計画にかかる福島県の認定があれば、固定資産税の3年間課税免除等の優遇措置が受けられるもの

【公布の日から施行(適用は令和6年4月1日)】

【条例関係 その⑥】

10 議案第85号 福島市市民センター条例制定の件

福島市市民センターを設置するため、条例を設ける。

【主な内容】

(1) 所在地 五老内町3番1号

(2) 開館時間 午前9時~午後9時

(3)休館日 12月29日~翌年1月3日

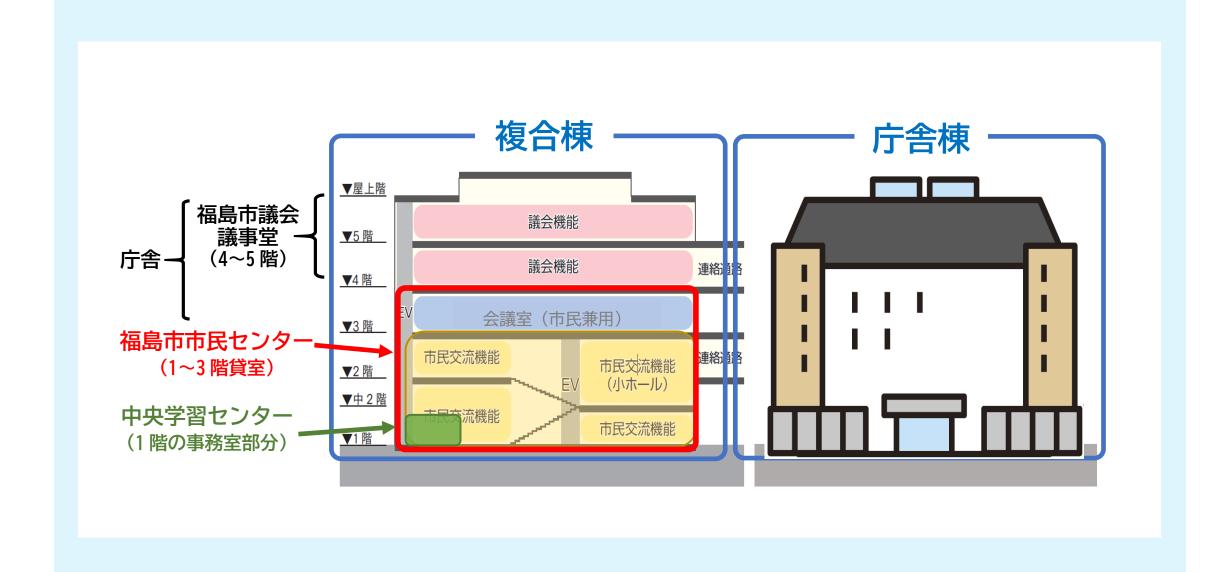
(4)使用時間 1回あたり3時間以内

(5) 使用料 詳細別紙

※営利目的の場合、規定の使用料の3倍の額を徴収

(公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

【参考資料 条例関係その⑥ 複合棟の構成図】



【参考資料 条例関係その⑥ 使用料】

	区分	面積	使用料
大ホール		336m ²	8,600円
小ホール		149m²	3,800円
	201講義室	86m²	2,200円
	202, 203講義室	28m²	700円
	204, 205, 206講義室	51m ²	1,300円
	207講義室(全面使用)	104m²	2,600円
講義室	207講義室A(部分使用)	58m²	1,500円
	207講義室B(部分使用)	25m²	600円
	207講義室C(部分使用)	21m²	500円
	207講義室及び親子ふれあいスペース	171m ²	4,100円
	208講義室 208 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	21m²	500円
調理室兼講義室		73m²	1,800円
工作室兼講義室		50m²	1,300円
音楽ルーム		47m²	1,200円
	301,302会議室	57m ²	1,400円
	303会議室	99m²	2,500円
	304会議室 304会議室	70m²	1,800円
	305,306会議室	28m²	700円
会議室	307,308会議室	52m ²	1,300円
古 武武王	309会議室	33m ²	800円
	310,311会議室	12m ²	300円
	312,313会議室	99m²	2,500円
	314会議室(全面使用)	278m²	7,200円
	314会議室A,B(半面使用)	139m ²	3,600円

【条例関係 その⑦】

11 議案第86号 福島市役所本庁舎駐車場条例制定の件

福島市市民センターの整備に併せ、本庁舎駐車場の適正な利用を図るため、使用料等を定めた条例を設ける。

【主な内容】

<駐車場使用料>

利用時間帯	駐車時間	金額
①午前8時~午後9時30分	3時間以内	無料
	3時間超	100円/30分
②①以外の時間帯	_	100円/30分

- ※1 24時間入出庫可
- ※2 本庁舎への用務・市民センターの貸室利用での来庁者の駐車が、3時間を超えた場合の使用料は全額減免

(福島市市民センター条例の施行の日から施行)

【条例関係 その8】

12 議案第87号 福島市学習センター条例の一部を改正する条例制定の件

中央学習センターの移転に併せ、学習センターの使用料の見直しを図る改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 中央学習センター所在地の変更

(現在地)松木町1番7号 ⇒ (移転先)<u>五老内町3番1号</u>

- (2)使用料(詳細別紙:中央学習センターを除く)
 - ※1 施設のランニングコスト、面積等を勘案し、料金を改定
 - ※2 中央学習センターは、市民センター貸室を使用

【(1)は、福島市市民センター条例の施行の日から、(2)は、令和7年1月4日から施行】

【参考資料 条例関係その⑧ 使用料】

<専用使用> ※1回(3時間以内)あたりの使用料

代中位八	平均面積	使用]料	75中域
貸室区分	(m²)	改正前	改定後	改定率
多目的ホール	543.70	600円	<u>3,400円</u>	567%
ホール	204.10	1,800円	<u>2,600円</u>	144%
附属ホール	117.00	1,200円	<u>1,500円</u>	125%
軽運動室	57.00	600円	800円	133%
講義室	75.38	1,000円	<u>1,000円</u>	100%
研修室	58. 29	500円	<u>800円</u>	160%
視聴覚室	65.33	1,500円	<u>1,500円</u>	100%
和室(大)	82.64	1,000円	<u>1,100円</u>	110%
和室(小)	32.47	400円	<u>500円</u>	125%
工芸室	59.33	1,000円	<u>1,000円</u>	100%
実習室	52.49	1,800円	<u>2,200円</u>	122%
テニスコート - <u>1,200円</u>				-
	162%			

<個人使用> ※1時間あたりの使用料(上限3時間)

貸室区分	利田区公	利用区分 使用		改定率
貝王凸刀	们用应刀	改正前	改定後	以此平
夕日 的士—川。	一般	100円	<u>100円</u>	100%
多目的ホール	高校生以下	50円	0円	0%
軽運動室	一般	100円	<u>100円</u>	100%
平理 到主	高校生以下	50円	0円	0%
テニスコート	一般	-	<u>100円</u>	-

【条例関係 その9】

13 議案第88号 福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 14 議案第89号 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 - 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 15 議案第90号 福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定の件

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、 所要の改正を行う。

16 議案第91号 福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定の件

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

17 議案第92号 福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【No.13~17議案の主な改正内容】

国の基準改正原稿に誤りがあり、引用条項等を修正するもの

(公布の日から施行)

【条例関係 その⑩】

18 議案第93号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の 見直しを図る改正を行う。

19 議案第94号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。

20 議案第95号 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例制定の件

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部 改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。

21 議案第96号 福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。

【No.18~21議案の主な改正内容】

保育職員の配置基準の見直し(詳細別紙)

(公布の日から施行)

【参考資料 条例関係その⑩ 保育職員の配置基準】

施設類型	対象児	改正前	改正後
①児童福祉施設	満3歳以上満4歳に 満たない幼児	20人につき1人以上	<u>15</u> 人につき1人以上
※認可保育所	満4歳以上の幼児	30人につき1人以上	<u>25</u> 人につき1人以上
②家庭的保育事業	満3歳以上満4歳に 満たない児童	おおむね 20人につき1人	おおむね <u>15</u> 人につき1人
※小規模保育事業所A型 保育所型事業所内保育事業所	満4歳以上の児童	おおむね 3 0 人につき 1 人	おおむね <u>25</u> 人につき1人
③幼保連携型認定こども園	満3歳以上満4歳未満の園児	20人につき1人	<u>15</u> 人につき1人
	満4歳以上の園児	30人につき1人	<u>25</u> 人につき1人
④幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園	満3歳以上満4歳未満 の子ども	20人につき1人以上	<u>15</u> 人につき1人以上
※幼稚園型認定こども園	満4歳以上の子ども	30人につき1人以上	25 人につき1人以上

【条例関係 その①】

22 議案第97号 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し及び税率の見直し 等を行うための改正を行う

【主な改正内容】

- (1)課税限度額の引上げ (改正前)104万円 ⇒ (改正後)<u>106万円</u>
- (2) 軽減判定所得の基準額見直し ⇒ 2割および5割軽減判定の基準額を引上げ
- (3)保険税率の見直し

		改正前			改正後	
区分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.50%	2.60%	2.60%	6.50%	<u>2.50%</u>	<u>2.40%</u>
均等割額 (1人あたり)	19,700円	7,800円	10,000円	20,700円	7,800円	10,000円
平等割額 (1世帯あたり)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円

(公布の日から施行)

【条例関係 その12】

23 議案第98号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免について、国の方針に 準拠し、期間を延長する改正を行う。

24 議案第99号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免について、国の方針に準拠し、 期間を延長する改正を行う。

【No.23~24議案の主な改正内容】

- <減免の対象範囲>
- (1) 帰還困難区域と上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者
 - ⇒ 令和6年度相当分の保険税(料)額(全額減免)
 - ※平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く
- (2) 令和5年4月2日~令和6年3月31日までに指定が解除された、旧特定 復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者
 - ⇒ 令和6年4~9月分の保険税(料)額(月割減免)
- (3) (1) (2) に該当する区域の者で、令和5年度末に国民健康保険(介護保険) に加入した被保険者
 - ⇒納期限が令和6年4月以後となる令和5年度相当分の保険税(料)額(全額減免)

(公布の日から施行)

【条例関係 その13】

25 議案第100号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件

感染症対応能力の強化、災害発生時における早急な復旧支援等を図ることを目的に 水道法の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

<水道給水装置の修繕にかかる所管替え>

(改正前)厚生労働省 ⇒ (改正後)**国土交通省**

※(参考)水道法改正による厚生労働省から他省庁への一部移管 水質又は衛生に関する水道行政を環境省へ、それ以外の水道整備・管理行政を国土交通省へ移管

(公布の日から施行)

【条例関係 その個】

26 議案第101号 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び 福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に 関する条例の一部を改正する条例制定の件

水道法施行令の一部改正及び感染症対応能力の強化、災害発生時における早急な復旧 支援等を図ることを目的に水道法施行規則の一部が改正されたことから、所要の改正を 行う。

【主な改正内容】

- (1)水道技術管理者に必要な講習を実施する者の登録者(改正前)厚生労働大臣 ⇒ (改正後) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>
- (2)布設工事監督者の資格要件の見直し例)大学・高校・短大・専門学校卒の場合(改正前) 土木科 ⇒ (改正後)土木科/機械科/電気科

【(1)は公布の日から、(2)は令和7年4月1日から施行】

【その他議案 その①】

27 議案第102号 工事請負契約の件 (重要文化財旧広瀬座再整備工事(電気設備工事))

重要文化財旧広瀬座再整備工事(電気設備工事)について、請負契約を締結する。

- (1) 契約金額 203,390,000円
- (2) 契約の相手方 株式会社 髙電 代表取締役 高橋 輝男
- (3) 履行期限 令和8年1月9日

28 議案第103号 専決処分承認の件

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。

(1)福島市税条例の一部を改正する条例制定の件(専決第6号)

【報告 その①】

29 報告第 4号	福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
30 報告第 5号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
31 報告第 6号	福島市一般会計予算の事故繰越しの件
32 報告第 7号	福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
33 報告第 8号	福島市水道事業会計予算の繰越しの件
34 報告第 9号	福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
35 報告第10号	福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算の 継続費繰越しの件
36 報告第11号	福島市工業団地整備事業費特別会計予算の 継続費繰越しの件
37 報告第12号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
38 報告第13号	専決処分報告の件



令和6年度 6月補正予算の内容

(一般会計補正予算 第1号)

- 定額減税補足給付金
- 2 子どもの医療確保対策
- 3 キョウワグループ・テルサホール改修
- 4 パラスポーツの振興
- 企業立地促進
- 定期予防接種の推進
- 橋りょうや市営住宅の長寿命化

一般会計補正予算額

30億8,042万円

(単位 千円)

	事業費			財源内訳		
	合 計	H	県	市債	その他	一般財源
補正第1号	3, 080, 416	89, 205	△3,040	125,600	438, 226	2, 430, 425

※一般財源のうち2,415,000千円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

【参考】令和6年度予算累計額(一般会計)

1,207億8,042万円

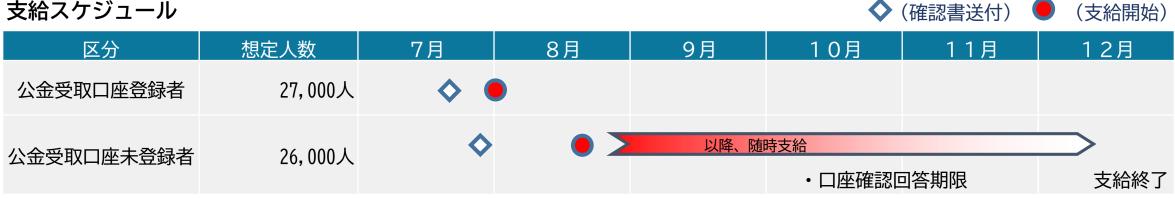
■ 物価高騰対策

定額減税補足給付金

補正額: 2,415,000千円

対 象 者	令和6年分所得税の納税者である居住者または、 令和6年度個人住民税所得割額の納税者である居住者 ※合計所得金額が1,805万円以下のかたに限る
定額減税額	納税者、合計所得48万円以下の同一生計配偶者又は扶養親族1人につき 所得税額から3万円・個人住民税所得割額から1万円
調整給付	算定される定額減税前の所得税額又は個人住民税所得割額を上回っており、 定額減税しきれないと見込まれる場合、定額減税しきれない差額を給付

支給スケジュール



【参考】生活支援特別給付金と定額減税の全体イメージ

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023.12.15 大臣閣議後記者会見公表資料

2023年12月

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- ●「<u>簡素(わかりやすく事務負担が少ない)</u>」「<u>迅速(特に低所得の方々)</u>」「<u>適切(できるだけ公平に)」のバランス</u>

年内・年明け以降速やかに開始 令和6年のできる限り早期に開始 【4】令和6年に入手可能な 【3】令和6年度住民税情報 【2】 令和6年2~3月を目途に早期開始を目指す 課税情報をもとに給付 等をもとに給付 低所得者の子育て世帯に、 定額減税しきれないと 新たに 世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算 住民税非課税 見込まれる方に、 住民税均等割のみ課税 住民税均等割のみ課税世帯に、 となる世帯に、 · 減税額確定 (令和7年3月確定申告) 住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付 を待たず、令和6年に入手可能な 現在のこれら世帯と 課税情報をもとに、前倒しで給付 同水準の 10万円/世帯を給付 ・自治体の事務負担などを踏まえ、 1万円単位で差額を給付 ※実績が判明し、「減税+給付」が 不足する場合、追加支給 低所得者の子育で世帯 【2】 【1】 年内にも開始 定額減税しきれない と見込まれる方 住民税非課税世帯に、 住民税均等割 住民税所得割/所得税納税者 住民税均等割 [4] 1世帯7万円追加給付 のみ課税世帯 非課税世帯 [1] [2] 定額減税 自治体へ情報提供 多くの自治体でこの夏以降 1人4万円※×(本人+扶養親族) 3万円を目安に支援 迅速支給をサポート 新たに非課税等となる世帯 ※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円 [3] 今回の補正部分 (年収) ※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

子育てと教育で選ばれるまちづくり

2 子どもの医療確保対策

補正額:7,058千円

<u>債務負担行為:60,000千円</u>

持続可能な子どもの医療体制の確保するため、小児科診療所の新規開業を支援し、安心して子育てできる環境の充実を図ります。

◇支援内容

要 件/① 市内に小児科診療所を新たに開業又は事業承継し10年継続

② 休日在宅当番医制や夜間休日急病センター夜間診療への協力

対象経費/開業に係る土地取得費・建築費・医療機器等購入費

補助金額/対象経費の3分の1(上限3,000万円)





小児科診療所の開業状況

ぽのキッズクリニック

R7.7 予定★

(仮) さくら子どもクリニック

すやまキッズクリニック

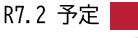
R7.5 予定 ★

R5.12 制度開始

とみたキッズクリニック

R6.4 事業承継 \star

ふくしまパンダ小児科 R6.5 オープン ■













3 キョウワグループ・テルサホール改修

補正額:22,500千円

キョウワグループ・テルサホールの空きテナントとなっている2階及び地下1階を改修し、民間 事業者による新たなバンケットサービスの提供を開始し、中心市街地の賑わいの創出を図ります。

★ 提案者

株式会社 With Wedding (ウィズ ウエディング)

★ 内容

2階を宴会場として、地下 1階を厨房として利活用 V階 宴会場



地下1階 厨房





★ スケジュール

場所	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
2階 宴会場	> 改修	工事	開業準備	営業開始					
地下1階 厨房	アスベス	ト調査	改修二	[事		開業	準備		営業開始

厨房営業開始後、3階・4階会議室へケータリングサービスの提供も可能に

賑わいと文化・スポーツの振興

4 パラスポーツの振興

補正額:7,726千円

パラスポーツ用具を購入し、障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむことができる環境を 整備するとともに、先導的共生社会ホストタウンとしてパラ競技の合宿や大会を積極的に誘致し ます。

ボッチャボールセット 20セット ボッチャシート 2枚 (日本ボッチャ協会公認)



R 6開催(予定)

5・7月 福島市ボッチャ交流大会 9月 第3回福島市長杯ボッチャ大会 12月 ボッチャ福島CUP(初開催) パラパワーリフティング用具一式



R 6 開催(予定) 10月 日本パラパワーリフティング 連盟合宿

※スポーツ庁 10/10 補助事業 県内で採択は本市のみ フットサルゴール 3対



デジタル得点版・時間表示版ほか



R 6 開催(予定) 日本代表強化合宿

宿 8月 デフフットサル男子 R7.1月 デフフットサル女子

将来にわたり持続可能な産業の振興

5 企業立地促進

補正額:17,297千円

企業立地促進条例による奨励措置の適用を決定した市内立地企業に対し、操業奨励助成金、雇用奨励助成金、 転入支援助成金を交付します。

操業及び雇用奨励助成金



株式会社三栄精機製作所

(福島工業団地に立地)

ワイヤーハーネス専業メーカーの トモト電子工業株式会社 トモト電子工業株式会社 (福島おおざそうインター 工業団地に立地)

■ 操業及び雇用奨励助成金・転入支援助成金



高圧ガス工業株式会社

高圧ガス工業株式会社

(福島おおざそうインター 工業団地に立地)

雇用奨励助成金・転入支援助成金

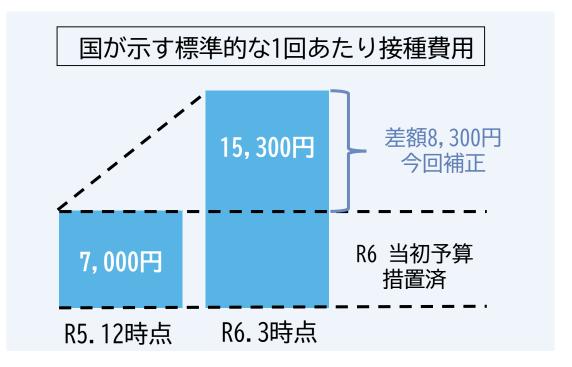
倉敷レーザー株式会社 倉敷レーザー株式会社

(松川工業団地に立地)

6 定期予防接種の推進

補正額:332,000千円

新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に際し、 ワクチンの接種費用を確保します。



※定期予防接種対象者である高齢者等の自己負担額は当初の予定と変わらず**2**,100円

安全安心なまちづくり

7 橋りょうや市営住宅の長寿命化

補正額: 196,000千円

橋りょうの補修工事や耐震補強工事及び市営住宅の 外壁改修など計画を前倒して行い、交通や住まいの安 全安心を確保します。

施工前





施工後



